

☆コロナ禍でも目を離さない

1 沖繩とミャンマー

・三月末の緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染の第4波が大阪や東京などを直撃し、いま国民の眼はこの事態に釘付けになっています

・確かにその渦中にある地域の人々や親戚の方々は、深刻な不安の中に日々を送っています。しかし、渦中にならない人たちは、その事のみに目を奪われていないのでしょうか

4・28 沖繩屈辱の日がやってくる

◆ 今月4月28日、また沖繩屈辱の日が巡ってきました。1952年のこの日、サンフランシスコ講和条約発効により日本本土は独立しました。しかし、この時、沖繩・奄美は分離され、この地域は米軍統治の下で1972年5月の本土復帰まで屈辱の日々が続くのです。

◆ 1947年、本土には非戦平和憲法が生まれましたが、それを可能にしたのは、沖繩に軍事基地を集中させる事によってでした。その結果、本土復帰後も僅か0・6%の面積の沖繩県に70%もの米軍事基地が集中しているのです。

◆ そしてさらにいま、辺野古に新しく米軍基地を作っています。しかも、これらは沖繩戦の犠牲者の遺骨が混じっている土を埋め立てに使うというのです。これを不条理と言わずなんと言うのでしょうか。

ミャンマー 軍市政権の市民殺害

◆ 一方、アジアに目を転ずると、2月に起こったミャンマーの不法なクーデターによって生まれた政権の軍隊は、非暴力・不服従で抗議する丸腰の市民を無差別に銃殺しています。

◆ 日本では、在日ミャンマー大使館のミャンマー人書記官二人が不服従行動に入りました。これに対して軍市政権は新たに交代の書記官2名を赴任させようとしています。日本政府はこの2名の入国ビザを出すべきではありません。

◆ ミャンマーは、日本にとって友好国であり年間約2千億円のODA（政府による援助・協力）が提供されています。このお金はいま、軍市政権によって市民を殺害するお金に回っている可能性があります。一時送金を中止すべきです。

解決の処方箋は平和憲法の中にある

◆ この例に見る不条理に対する解決の処方箋は現在の平和憲法の中にあります。武力によらない国作り、権力を持たない国民を守る国作りこそ、憲法が教える世界に誇れる国の姿ではないでしょうか。

二〇二一年四月十一日（日）護憲平和行進（通算650回目）
★ 浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★ 月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

憲法第九条 〔戦争の放棄〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない。